

改正後

改正前

平成15年分 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書

平成14年分 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書

提出用 ○この明細書は、住宅借入金(取得)等特別控除を受ける場合に使用します。 ○この明細書の書き方については、提出用の二面及び控除の二面を参照してください。 ○この明細書は、住宅借入金(取得)等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

提出用 ○この明細書は、住宅借入金(取得)等特別控除を受ける場合に使用します。 ○この明細書の書き方については、提出用の二面及び控除の二面を参照してください。 ○この明細書は、住宅借入金(取得)等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) 郵便番号 住所 電話番号 () 氏名

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) 郵便番号 住所 電話番号 () 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項 3 増改築等をした部分に係る事項 居住開始年月日 平成年月日 増改築等の費用の額 うち居住用部分の金額

2 新築又は購入した家屋等に係る事項 3 増改築等をした部分に係る事項 居住開始年月日 平成年月日 増改築等の費用の額 うち居住用部分の金額

4 控除証明書の要否 平成16年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を○で囲んでください。

4 控除証明書の要否 平成15年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を○で囲んでください。

5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算 (次の該当する算式により計算します。)

5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算 (次の該当する算式により計算します。)

Table with columns: 居住の用に供した日等, 住宅借入金等の年末残高の合計額, 住宅借入金(取得)等特別控除額 (100円未満の繰上り切捨て)

Table with columns: 居住の用に供した日等, 住宅借入金等の年末残高の合計額, 住宅借入金(取得)等特別控除額 (100円未満の繰上り切捨て)

※ 住宅借入金(取得)等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金(取得)等特別控除に転記します。

※ 住宅借入金(取得)等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金(取得)等特別控除に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

新旧対照表

改正後

改正前

住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書の書き方

- 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により住宅借入金(取得)等特別控除額を計算します。
- 1 「1 住所及び氏名」欄
 - 「共有者の氏名」欄は、新築や購入(以下「新築等」といいます。)をした家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合にのみ書いてください。
- 2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄
 - 「土地等に関する事項」欄は、新築等をした家屋を平成11年以後に居住の用に供した場所で、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方が書いてください。
 - また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合にのみ、その先行取得の日を書いてください。
- 3 「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」欄
 - (1) 「住宅借入金等の年末残高の合計額④」欄は、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)。
 - なお、次のいずれかに該当する場合には、それぞれの計算明細書により、計算した住宅借入金等の年末残高の合計額を転記します。
 - ① 家屋の新築等をして、平成11年1月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した方や、家屋の増改築等をし、その増改築等をした部分を平成11年1月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した方で、次に該当する方は、三面の「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使用します。
 - 家屋の新築等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額を超える場合
 - 家屋の新築等及びその家屋の新築等とともにしたその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等で、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 家屋とその家屋の敷地を一括して購入したときなどで、住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額と同等の敷地の購入の対価の額との合計額を超えるとき
 - ・ 家屋の新築の前までにその家屋の敷地を先行して購入したときなどで、その家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等の年末残高の合計額がその敷地の購入の対価の額を超えるとき
 - 増改築等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額が、その増改築等に要した費用の額を超える場合
 - 家屋の新築等に係る住宅借入金等で、店舗併用住宅のように、その家屋のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 家屋の新築等及びその家屋の新築等とともにしたその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等で、店舗併用住宅のように、その家屋及び敷地のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 店舗併用住宅に増改築等をした場合のように、増改築等をした部分のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 住宅借入金等の年末残高の合計額が5,000万円(平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」や「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を適用したときは、3,000万円)を超える場合
 - 新築等をした家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合
 - ② 家屋の新築等をして、平成10年中に居住の用に供した方や、家屋の増改築等をし、その増改築等をした部分を平成10年中に居住の用に供した方で、次に該当する方は、「住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(税務署に用意しています。)を使用します。
 - 住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合
 - 店舗併用住宅のように、新築等をしたその家屋のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 店舗併用住宅に増改築等をした場合のように、その増改築等をした部分のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 住宅借入金等の年末残高の合計額が3,000万円を超える場合
 - その家屋とその敷地等とともに同一の者から購入した場合、その家屋の購入の対価の額を明らかにすることが困難なために所定の方法により家屋の購入の対価の額を計算するとき
 - 新築等をしたその家屋又はその増改築等をした家屋が共有となっている場合
 - ③ 連帯債務による住宅借入金等を有する方は、四面の「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。
 - (2) 「住宅借入金(取得)等特別控除の計算」欄は、「居住の用に供した日等」及び「住宅借入金等の年末残高の合計額」により区分し、該当する欄の算式により住宅借入金(取得)等特別控除額を計算します。
 - 4 申告書への転記等
 - 住宅借入金(取得)等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金(取得)等特別控除に転記します。また、申告書第二表の「○特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成15年4月13日居住開始)を書きます。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記簿の謄本・抄本(登記事項証明書)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書に添付しなければなりません。ただし、既に平成10年分から平成14年分までにこの控除を受けている方が平成15年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類を添付する必要はありません。
- 住宅借入金(取得)等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金(取得)等特別控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を読んでください。

二面

住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書の書き方

- 住宅借入金(取得)等特別控除の計算明細書は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により住宅借入金(取得)等特別控除額を計算します。
- 1 「1 住所及び氏名」欄
 - 「共有者の氏名」欄は、新築や購入(以下「新築等」といいます。)をした家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合にのみ書いてください。
- 2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄
 - 「土地等に関する事項」欄は、新築等をした家屋を平成11年以後に居住の用に供した場所で、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方が書いてください。
 - また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合にのみ、その先行取得の日を書いてください。
- 3 「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」欄
 - (1) 「住宅借入金等の年末残高の合計額④」欄は、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)。
 - なお、次のいずれかに該当する場合には、それぞれの計算明細書により、計算した住宅借入金等の年末残高の合計額を転記します。
 - ① 家屋の新築等をして、平成11年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住の用に供した方や、家屋の増改築等をし、その増改築等をした部分を平成11年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住の用に供した方で、次に該当する方は、三面の「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使用します。
 - 家屋の新築等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額を超える場合
 - 家屋の新築等及びその家屋の新築等とともにしたその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等で、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 家屋とその家屋の敷地を一括して購入したときなどで、住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額と同等の敷地の購入の対価の額との合計額を超えるとき
 - ・ 家屋の新築の前までにその家屋の敷地を先行して購入したときなどで、その家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等の年末残高の合計額がその敷地の購入の対価の額を超えるとき
 - 増改築等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額が、その増改築等に要した費用の額を超える場合
 - 家屋の新築等に係る住宅借入金等で、店舗併用住宅のように、その家屋のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 家屋の新築等及びその家屋の新築等とともにしたその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等で、店舗併用住宅のように、その家屋及び敷地のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 店舗併用住宅に増改築等をした場合のように、増改築等をした部分のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 住宅借入金等の年末残高の合計額が5,000万円(平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」や「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を適用したときは、3,000万円)を超える場合
 - 新築等をした家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合
 - ② 家屋の新築等をして、平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した方や、家屋の増改築等をし、その増改築等をした部分を平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した方で、次に該当する方は、「住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(税務署に用意しています。)を使用します。
 - 住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合
 - 店舗併用住宅のように、新築等をしたその家屋のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 店舗併用住宅に増改築等をした場合のように、その増改築等をした部分のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合
 - 住宅借入金等の年末残高の合計額が3,000万円を超える場合
 - その家屋とその敷地等とともに同一の者から購入した場合、その家屋の購入の対価の額を明らかにすることが困難なために所定の方法により家屋の購入の対価の額を計算するとき
 - 新築等をしたその家屋又はその増改築等をした家屋が共有となっている場合
 - ③ 連帯債務による住宅借入金等を有する方は、四面の「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。
 - (2) 「住宅借入金(取得)等特別控除の計算」欄は、「居住の用に供した日等」及び「住宅借入金等の年末残高の合計額」により区分し、該当する欄の算式により住宅借入金(取得)等特別控除額を計算します。
 - 4 申告書への転記等
 - 住宅借入金(取得)等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金(取得)等特別控除に転記します。また、申告書第二表の「○特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成14年4月13日居住開始)を書きます。
 - この控除を受ける場合には、①家屋の登記簿の謄本・抄本(登記事項証明書)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書に添付しなければなりません。ただし、既に平成9年分から平成13年分までにこの控除を受けている方が平成14年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類を添付する必要はありません。
 - 住宅借入金(取得)等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金(取得)等特別控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を読んでください。

二面